



発行 新潟県

第 16 号

平成29年2月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 183 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 184 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 185 換地処分（農地整備課）
- 186 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 187 公共測量の終了通知（監理課）
- 188 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 189 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 190 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 191 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 192 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 193 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 194 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 195 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 196 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 197 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 198 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 199 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（情報政策課）
- 特定調達契約の落札者等（情報政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

企業局管理規程

- 2 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

正 誤

平成28年4月26日付け県報第33号告示第583号中（砂防課）

告 示

◎新潟県告示第183号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年2月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	6者	高田2230番ほか19筆 2.8ha
新発田市	4者	麓1401番1ほか60筆 4.1ha
阿賀野市	11者	寺社山ノ下甲13番ほか313筆 37.9ha
胎内市	3者	黒川道下566番1ほか18筆 1.8ha
聖籠町	1者	蓮潟大ノ切77番2ほか8筆 0.6ha
新潟市	47者	北区大月大月乙433番2ほか678筆 58.4ha
三条市	8者	代官島埋り田3099番1ほか425筆 54.2ha
燕市	11者	粟生津山王6337番ほか147筆 15.7ha
田上町	3者	田上与五右エ門通へイ2147番1ほか42筆 3.8ha
弥彦村	16者	平野荒田285番ほか623筆 48.1ha
長岡市	2者	七日市西田889番ほか96筆 2.9ha
見附市	3者	新潟東町41番ほか416筆 39.5ha
魚沼市	2者	江口かじや2675番ほか8筆 0.5ha
十日町市	8者	上野1876番9ほか39筆 7.2ha
津南町	6者	中深見丁234番1ほか131筆 27.2ha
上越市	3者	東京田戸切205番ほか283筆 17.8ha
妙高市	2者	十日市畑ヶ田43番1ほか11筆 1.3ha
糸魚川市	10者	東海大明神333番1ほか36筆 3.7ha
佐渡市	38者	吾潟北川内1904番ほか305筆 37.5ha
合計	184者	3,677筆 364.8ha

2 認可年月日

平成29年2月27日

◎新潟県告示第184号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、阿賀町の津川農業振興地域（平成5年3月新潟県告示第786号）、鹿瀬農業振興地域（昭和47年10月新潟県公告）、上川農業振興地域（昭和56年7月新潟県告示第2027号）及び三川農業振興地域（平成4年3月新潟県告示第860号）の区域を次のとおり変更する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 変更した地域の名称

阿賀農業振興地域

2 区域

阿賀町のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成29年2月28日

◎新潟県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、糸魚川市を地域とする県営区画整理（農地環境整備）事業湯川内地区に係る換地処分をした。

平成29年2月28日

新潟県知事 米山 隆一

◎新潟県告示第186号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年2月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 処分をした年月日 平成29年2月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社アイホーム
南波 美保子
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区嘉瀬3548
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第44131号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年2月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年2月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社クリーンアップ・ワシオ
鷲尾 一巳
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区姥ヶ山字諏訪野1652-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第42285号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年2月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社仲新企業
勝又 孝志
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市京岡36
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第41148号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年2月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年2月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
水澤板金工業
水澤 源一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字大野1694-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第11373号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年2月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
池田塗装
池田 廣
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字福橋591-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第10579号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年1月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年2月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
関庭苑
関 喜代治
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市鶴田3-10-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第5972号
 - 5 処分の内容 土木工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年1月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年2月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
田中建築
田中 康男
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区打越甲2423-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第22163号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年1月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年1月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ダイワ技建
遠藤 文子
-

- 3 主たる営業所の所在地
上越市南本町2-14-11
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第38630号
 - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年1月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年2月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社吉原工業
吉原 昭法
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市大字鯨波乙568-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第19106号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年2月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年2月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
鈴木総業
鈴木 義人
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区松浜みなと30-39
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42798号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年2月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年1月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ゆい工房
渡邊 陽一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区白新町2-2-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42484号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年1月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年1月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

新潟製綱株式会社

中川 雄輔

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区中木戸56

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第13647号

5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年1月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第187号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 作業種類 公共測量(水準測量図作成)

2 作業期間 平成28年6月27日から平成29年2月15日まで

3 作業地域 新潟市全域 新潟市担当測量1級路線59km 2級路線77km

◎新潟県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成18年5月16日新潟県告示第863号)を次のとおり解除する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
烏帽子平地区	長岡市寺泊烏帽子平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成23年3月22日新潟県告示第354号)を次のとおり解除する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千年(3)地区	十日町市千年宮ノ前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成23年3月22日告示355号)の指定を解除する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千年(3)地区	十日町市千年宮ノ前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成20年11月4日新潟県告示第1698号)を次のとおり解除する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口ー(1)地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山口ー(2)地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山口ー(3)地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成24年10月30日新潟県告示第1313号)の指定を解除する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平谷地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成24年10月30日新潟県告示第1312号)を次のとおり解除する。

平成29年 2月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平谷地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年10月30日新潟県告示第1313号）の指定を解除する。

平成29年 2月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平谷地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年 2月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩野地区	長岡市栃尾岩野外新田、楡原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩野(3)地区	長岡市栃尾岩野外新田、楡原、水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊袋地区	長岡市熊袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊袋(2)地区	長岡市熊袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊袋(5)地区	長岡市熊袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊袋(6)地区	長岡市熊袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊袋(2)地区	長岡市熊袋	次の図のとおり	土石流

善平地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一本木地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太兵衛地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富岡尻地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道念地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上小島谷西地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷東地区	長岡市小島谷、阿弥陀瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
団助ノ沢地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上小島谷西の北地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(5)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(6)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(7)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(8)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(9)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(10)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(11)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(12)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
恵沢地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	土石流
イノウラ沢川地区	長岡市阿弥陀瀬、小島谷	次の図のとおり	土石流
阿弥陀瀬(2)地区	長岡市阿弥陀瀬、小島谷	次の図のとおり	土石流
小島谷(1)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	土石流
中沢地区	長岡市和島中沢、小島谷	次の図のとおり	地すべり
稲葉地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒巻(1)地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

荒巻(2)地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根小屋(1)地区	長岡市根小屋、荒巻	次の図のとおり	土石流
荒巻(3)地区	長岡市根小屋、荒巻	次の図のとおり	土石流
荒巻(4)地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	土石流
荒巻(5)地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	土石流
荒巻(6)地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	土石流
山谷地区	長岡市島崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水地区	長岡市島崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島崎(1)地区	長岡市島崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島崎(2)、両高地区	長岡市島崎、両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大地(H25)地区	長岡市寺泊大地、寺泊名子山、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	地すべり
本弁(1)地区	長岡市寺泊弁才天、本山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円上寺(1)地区	長岡市寺泊円上寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円上寺(2)地区	長岡市寺泊円上寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤の沢地区	長岡市寺泊円上寺	次の図のとおり	土石流
取方入溪流地区	長岡市寺泊円上寺	次の図のとおり	土石流
円上寺(1)地区	長岡市寺泊円上寺	次の図のとおり	土石流
円上寺(H25)地区	長岡市寺泊円上寺、寺泊円上寺山、寺泊戸崎、寺泊七曲	次の図のとおり	地すべり
京ヶ入(1)地区	長岡市寺泊京ヶ入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
京ヶ入(2)地区	長岡市寺泊京ヶ入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
居前地区	長岡市寺泊京ヶ入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
京ヶ入(3)地区	長岡市寺泊京ヶ入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
京ヶ入(1)地区	長岡市寺泊京ヶ入	次の図のとおり	土石流
烏帽子平地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

烏帽子平(2)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
烏帽子平(2)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
烏帽子平(3)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
烏帽子平(4)地区	長岡市寺泊烏帽子平	次の図のとおり	土石流
烏帽子平(5)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
烏帽子平(6)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
吉(1)地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉(3)地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉西地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ノ関(2)地区	長岡市寺泊二ノ関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ノ関溪流地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
吉1地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
吉(1)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
吉(2)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
吉2地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
一番割地区	長岡市寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉(2)地区	長岡市寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉(4)地区	長岡市寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ山沢地区	長岡市寺泊吉	次の図のとおり	土石流
吉(7)地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
吉(8)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
吉(5)地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉、寺泊名子山	次の図のとおり	土石流
吉(6)地区	長岡市寺泊吉	次の図のとおり	土石流
吉(H25)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊引岡、寺泊吉	次の図のとおり	地すべり

船山地区	長岡市寺泊戸崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸崎地区	長岡市寺泊戸崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸崎(2)地区	長岡市寺泊戸崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸崎(3)地区	長岡市寺泊戸崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸崎(4)地区	長岡市寺泊戸崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
引岡(1)地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
引岡(2)地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
引岡(3)地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
引岡地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	土石流
引岡(2)地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	土石流
引岡(3)地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	土石流
引岡(4)地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	土石流
年友(H25)地区	長岡市寺泊年友、寺泊引岡	次の図のとおり	地すべり
松田地区	長岡市寺泊松田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松田(2)地区	長岡市寺泊松田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦地区	長岡市寺泊明ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
明ヶ谷地区	長岡市寺泊明ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(5)地区	長岡市寺泊明ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桐山(3)地区	十日町市桐山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐山(2)地区	十日町市桐山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐山(1)地区	十日町市桐山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐山地区	十日町市桐山、柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	地すべり

清水(1)地区	十日町市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水(3)地区	十日町市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水(2)地区	十日町市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水(4)地区	十日町市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水地区	十日町市清水	次の図のとおり	地すべり
蓬平(1)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(2)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(7)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(8)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(3)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(4)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(5)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(6)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	地すべり
会沢地区	十日町市会沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
会沢(1)地区	十日町市会沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
会沢(2)地区	十日町市会沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
会沢(3)地区	十日町市会沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石原地区	十日町市会沢	次の図のとおり	地すべり
千年(3)地区	十日町市千年宮ノ前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千年(4)地区	十日町市千年	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千年(5)地区	十日町市千年	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千年(6)地区	十日町市千年	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千年(7)地区	十日町市千年	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

千年南地区	十日町市千年、池尻	次の図のとおり	地すべり
池尻(4)地区	十日町市池尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池尻(5)地区	十日町市池尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海老地区	十日町市海老	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海老(1)地区	十日町市海老	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海老(2)地区	十日町市海老	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海老(3)地区	十日町市海老	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代東山(1)地区	十日町市松代東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東山(1)地区	十日町市松代東山	次の図のとおり	地すべり
東山(2)地区	十日町市松之山東山、松代東山	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
十二林地区	上越市頸城区矢住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢住(1)地区	上越市頸城区矢住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢住(2)地区	上越市頸城区矢住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢住(3)地区	上越市頸城区矢住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御殿山町(1)地区	上越市御殿山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御殿山町(2)地区	上越市御殿山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御殿山町(3)地区	上越市御殿山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御殿山町(4)地区	上越市御殿山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原地区	上越市牧区原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小鍋地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(1)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(2)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大蒲生田(3)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(4)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(5)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(6)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(7)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(8)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梨ノ木沢地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	土石流
むぎのり沢地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	土石流
あらやの沢地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	土石流
南蒲生田沢(1)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	土石流
南蒲生田沢(2)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	土石流
大蒲生田(1)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	土石流
大蒲生田(2)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	土石流
袴型地区	上越市大潟区雁子浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雁子浜地区	上越市大潟区雁子浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮崎新田(1)地区	上越市三和区宮崎新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮崎新田(2)地区	上越市三和区宮崎新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多能地区	上越市三和区宮崎新田	次の図のとおり	地すべり
東飛山(1)地区	上越市名立区東飛山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東飛山(2)地区	上越市名立区東飛山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東飛山(3)地区	上越市名立区東飛山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
抜間谷地区	上越市名立区東飛山	次の図のとおり	土石流
葎揃谷地区	上越市名立区東飛山	次の図のとおり	土石流
鳥倉地区	上越市吉川区原之町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

原之町地区	上越市吉川区原之町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
マサクリ地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
初田栗地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小田ノ入地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玄僧(1)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玄僧(2)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玄僧(3)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玄僧(4)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玄僧(5)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西玄僧沢地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
玄僧沢地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
東玄僧沢地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
南玄僧沢地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
宿瀬ノ沢地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
玄僧(1)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
玄僧(2)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
玄僧(3)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
玄僧(4)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
玄僧(5)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
玄僧(6)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
南坪山地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(1)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(2)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(3)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

坪山(4)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(5)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(6)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(7)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(8)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(9)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	地すべり
南(追加)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	地すべり
原山沢地区	上越市三和区払沢	次の図のとおり	土石流
払沢(1)地区	上越市三和区払沢	次の図のとおり	土石流
払沢(2)地区	上越市三和区払沢	次の図のとおり	土石流
大割地区	上越市頸城区手島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
手島地区	上越市頸城区手島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有間川(3)地区	上越市大字有間川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鍋ヶ浦地区	上越市大字有間川	次の図のとおり	地すべり
岡田(1)地区	上越市三和区岡田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡田(2)地区	上越市三和区岡田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
唐堀川地区	上越市三和区岡田	次の図のとおり	土石流
岡田(1)地区	上越市三和区岡田	次の図のとおり	土石流
岡田(2)地区	上越市三和区岡田	次の図のとおり	土石流
社寺山地区	上越市三和区岡田	次の図のとおり	地すべり
石塚地区	上越市三和区岡田	次の図のとおり	地すべり
山高津(1)地区	上越市三和区山高津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山高津(2)地区	上越市三和区山高津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

山高津(3)地区	上越市三和区山高津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山高津(4)地区	上越市三和区山高津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山高津沢地区	上越市三和区山高津	次の図のとおり	土石流
山高津地区	上越市三和区山高津	次の図のとおり	土石流
上ノ山沢地区	上越市柿崎区猿毛新田	次の図のとおり	土石流
宮の入り沢地区	上越市柿崎区猿毛新田	次の図のとおり	土石流
大東地区	上越市三和区大	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大(1)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大(2)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大(3)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大(4)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大(1)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	土石流
大(2)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	土石流
大(3)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	土石流
大(4)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	土石流
大(5)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	土石流
戸沢地区	上越市三和区大	次の図のとおり	地すべり
茶屋ヶ原地区	上越市大字茶屋ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市ノ橋地区	上越市大字茶屋ヶ原	次の図のとおり	土石流
桑曽根地区	上越市三和区桑曽根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑曽根地区	上越市三和区桑曽根	次の図のとおり	地すべり
栗木林地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	地すべり
大貫(5)地区	上越市大貫2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水吉地区	上越市三和区水吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

元入沢地区	上越市三和区水吉	次の図のとおり	土石流
水吉地区	上越市三和区水吉	次の図のとおり	地すべり
後谷(1)地区	上越市大字後谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷(2)地区	上越市大字後谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷(1)地区	上越市大字後谷	次の図のとおり	土石流
後谷(2)地区	上越市大字後谷	次の図のとおり	土石流
白石沢地区	上越市三和区所山田	次の図のとおり	土石流
所山田地区	上越市三和区所山田	次の図のとおり	地すべり
大口地区	上越市大字大口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩室地区	上越市浦川原区岩室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(1)地区	上越市大貫4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(2)地区	上越市大貫4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(3)地区	上越市大貫4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(7)地区	上越市大貫4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(8)地区	上越市大貫4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(4)地区	上越市大貫1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(6)地区	上越市大貫1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山口地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東蒲生田地区	上越市名立区東蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
スリバチ谷川地区	上越市名立区東蒲生田	次の図のとおり	土石流
東蒲生田地区	上越市名立区東蒲生田	次の図のとおり	地すべり
印内(1)地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
印内(2)地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山印内地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

谷内沢地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	土石流
印内沢(1)地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	土石流
印内沢(2)地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	土石流
印内地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	土石流
印内地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	地すべり
日向(1)地区	上越市浦川原区日向	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日向(2)地区	上越市浦川原区日向	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(1)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(2)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(3)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(4)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(5)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(6)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(7)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(8)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(9)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南熊沢川地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	土石流
上屋敷沢地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	土石流
ガンザワ地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	土石流
下屋敷沢地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	土石流
熊沢(1)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	土石流
熊沢(2)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	土石流
仲窪地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	地すべり
ネズミ尾地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	地すべり

沢田地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	地すべり
六万部地区	上越市吉川区六万部	次の図のとおり	土石流
姥所地区	上越市吉川区六万部	次の図のとおり	地すべり
岩ノ下地区	上越市吉川区大賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大賀地区	上越市吉川区大賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大賀地区	上越市吉川区大賀	次の図のとおり	地すべり
前田地区	上越市吉川区東寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東寺地区	上越市吉川区東寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東寺地区	上越市吉川区東寺	次の図のとおり	土石流
外ヤシキ地区	上越市吉川区下中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ヤシキ割地区	上越市吉川区下中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平等寺地区	上越市吉川区平等寺	次の図のとおり	土石流
四俵苜地区	上越市吉川区平等寺	次の図のとおり	地すべり
平等寺(1)地区	上越市吉川区平等寺	次の図のとおり	地すべり
平等寺(2)地区	上越市吉川区平等寺	次の図のとおり	地すべり
高沢入(1)地区	上越市吉川区高沢入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢入(2)地区	上越市吉川区高沢入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂の沢地区	上越市吉川区泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
どん沢地区	上越市吉川区泉	次の図のとおり	土石流
前田沢地区	上越市吉川区泉	次の図のとおり	土石流
泉地区	上越市吉川区泉	次の図のとおり	土石流
赤沢(1)地区	上越市吉川区赤沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢(2)地区	上越市吉川区赤沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢(3)地区	上越市吉川区赤沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

赤沢(4)地区	上越市吉川区赤沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢(1)地区	上越市吉川区赤沢	次の図のとおり	土石流
赤沢(2)地区	上越市吉川区赤沢	次の図のとおり	土石流
西久保地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(1)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(2)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(3)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(4)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(5)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(6)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(7)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(8)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(9)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(10)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(11)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(12)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(13)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水無沢地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	土石流
山直海(1)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	土石流
山直海(2)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	土石流
山直海(3)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	土石流
大下地区地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	地すべり
池田平地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	地すべり
村屋地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	地すべり

半入沢地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	地すべり
尾神(1)地区	上越市吉川区尾神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾神(2)地区	上越市吉川区尾神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾神(3)地区	上越市吉川区尾神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾神(4)地区	上越市吉川区尾神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾神地区	上越市吉川区尾神	次の図のとおり	土石流
尾神地区	上越市吉川区尾神	次の図のとおり	地すべり
高沢入地区	上越市吉川区尾神	次の図のとおり	地すべり
坪野(1)地区	上越市吉川区坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(2)地区	上越市吉川区坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(3)地区	上越市吉川区坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平等寺川地区	上越市吉川区坪野	次の図のとおり	土石流
坪野地区	上越市吉川区坪野	次の図のとおり	地すべり
四俵刈地区	上越市吉川区坪野	次の図のとおり	地すべり
四俵刈(追)地区	上越市吉川区坪野	次の図のとおり	地すべり
町田(1)地区	上越市吉川区町田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
町田(2)地区	上越市吉川区町田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
姥所沢地区	上越市吉川区町田	次の図のとおり	土石流
草清水沢地区	上越市吉川区町田	次の図のとおり	土石流
桜島(1)地区	上越市浦川原区桜島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜島(2)地区	上越市浦川原区桜島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢入沢地区	上越市浦川原区桜島	次の図のとおり	土石流
桜島地区	上越市浦川原区桜島	次の図のとおり	地すべり
杉坪(3)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	土石流

有島(2)地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有島地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	土石流
山本(1)地区	上越市浦川原区山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本(2)地区	上越市浦川原区山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本川地区	上越市浦川原区山本	次の図のとおり	土石流
長走地区	上越市浦川原区長走	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日向沢地区	上越市浦川原区長走	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩野地区	長岡市栃尾岩野外新田、楡原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊袋地区	長岡市熊袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊袋(5)地区	長岡市熊袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊袋(6)地区	長岡市熊袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
善平地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一本木地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太兵衛地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富岡尻地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道念地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上小島谷西地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷東地区	長岡市小島谷、阿弥陀瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

団助ノ沢地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上小島谷西の北地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(5)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(6)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(7)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(8)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(9)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(10)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(11)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島谷(12)地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲葉地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒巻(1)地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒巻(2)地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒巻(5)地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	土石流
荒巻(6)地区	長岡市荒巻	次の図のとおり	土石流
山谷地区	長岡市島崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水地区	長岡市島崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島崎(1)地区	長岡市島崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島崎(2)、両高地区	長岡市島崎、両高	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本弁(1)地区	長岡市寺泊弁才天、本山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円上寺(1)地区	長岡市寺泊円上寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
円上寺(2)地区	長岡市寺泊円上寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤の沢地区	長岡市寺泊円上寺	次の図のとおり	土石流
円上寺(1)地区	長岡市寺泊円上寺	次の図のとおり	土石流

京ヶ入(1)地区	長岡市寺泊京ヶ入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
京ヶ入(2)地区	長岡市寺泊京ヶ入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
居前地区	長岡市寺泊京ヶ入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
京ヶ入(3)地区	長岡市寺泊京ヶ入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
烏帽子平地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
烏帽子平(2)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
烏帽子平(4)地区	長岡市寺泊烏帽子平	次の図のとおり	土石流
吉(1)地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉(3)地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉西地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ノ関(2)地区	長岡市寺泊二ノ関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉(1)地区	長岡市寺泊烏帽子平、寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
吉2地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
一番割地区	長岡市寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉(2)地区	長岡市寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉(4)地区	長岡市寺泊吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉(7)地区	長岡市寺泊二ノ関、寺泊吉	次の図のとおり	土石流
船山地区	長岡市寺泊戸崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸崎地区	長岡市寺泊戸崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸崎(2)地区	長岡市寺泊戸崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸崎(3)地区	長岡市寺泊戸崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸崎(4)地区	長岡市寺泊戸崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
引岡(1)地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
引岡(2)地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

引岡(3)地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
引岡(2)地区	長岡市寺泊引岡	次の図のとおり	土石流
松田地区	長岡市寺泊松田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松田(2)地区	長岡市寺泊松田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦地区	長岡市寺泊明ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
明ヶ谷地区	長岡市寺泊明ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田頭(5)地区	長岡市寺泊明ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桐山(1)地区	十日町市桐山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水(1)地区	十日町市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水(2)地区	十日町市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(1)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(2)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(7)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(8)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(5)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蓬平(6)地区	十日町市蓬平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
会沢地区	十日町市会沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
会沢(1)地区	十日町市会沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
会沢(3)地区	十日町市会沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千年(3)地区	十日町市千年宮ノ前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千年(4)地区	十日町市千年	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

千年(5)地区	十日町市千年	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千年(6)地区	十日町市千年	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千年(7)地区	十日町市千年	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池尻(4)地区	十日町市池尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海老地区	十日町市海老	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海老(2)地区	十日町市海老	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海老(3)地区	十日町市海老	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代東山(1)地区	十日町市松代東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
矢住(1)地区	上越市頸城区矢住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢住(2)地区	上越市頸城区矢住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢住(3)地区	上越市頸城区矢住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御殿山町(1)地区	上越市御殿山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御殿山町(2)地区	上越市御殿山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御殿山町(4)地区	上越市御殿山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小鍋地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(1)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(2)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(3)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(4)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(5)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(6)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大蒲生田(7)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大蒲生田(8)地区	上越市頸城区大蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
袴型地区	上越市大潟区雁子浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雁子浜地区	上越市大潟区雁子浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮崎新田(1)地区	上越市三和区宮崎新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮崎新田(2)地区	上越市三和区宮崎新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東飛山(1)地区	上越市名立区東飛山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東飛山(2)地区	上越市名立区東飛山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東飛山(3)地区	上越市名立区東飛山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥倉地区	上越市吉川区原之町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
マサクリ地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
初田栗地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小田ノ入地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玄僧(1)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玄僧(2)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玄僧(3)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玄僧(4)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玄僧(5)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南玄僧沢地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
玄僧(2)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
玄僧(5)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
玄僧(6)地区	上越市頸城区玄僧	次の図のとおり	土石流
南坪山地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(3)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

坪山(4)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(6)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(7)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(8)地区	上越市牧区坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原山沢地区	上越市三和区払沢	次の図のとおり	土石流
払沢(1)地区	上越市三和区払沢	次の図のとおり	土石流
払沢(2)地区	上越市三和区払沢	次の図のとおり	土石流
大割地区	上越市頸城区手島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
手島地区	上越市頸城区手島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡田(1)地区	上越市三和区岡田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山高津(1)地区	上越市三和区山高津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山高津(2)地区	上越市三和区山高津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山高津(3)地区	上越市三和区山高津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山高津(4)地区	上越市三和区山高津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ山沢地区	上越市柿崎区猿毛新田	次の図のとおり	土石流
宮の入り沢地区	上越市柿崎区猿毛新田	次の図のとおり	土石流
大東地区	上越市三和区大	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大(1)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大(2)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大(3)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大(4)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大(1)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	土石流
大(2)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	土石流
大(3)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	土石流

大(5)地区	上越市三和区大	次の図のとおり	土石流
茶屋ヶ原地区	上越市大字茶屋ヶ原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑曾根地区	上越市三和区桑曾根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水吉地区	上越市三和区水吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元入沢地区	上越市三和区水吉	次の図のとおり	土石流
後谷(1)地区	上越市大字後谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷(2)地区	上越市大字後谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白石沢地区	上越市三和区所山田	次の図のとおり	土石流
大口地区	上越市大字大口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(1)地区	上越市大貫4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(2)地区	上越市大貫4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(3)地区	上越市大貫4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(8)地区	上越市大貫4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(4)地区	上越市大貫1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貫(6)地区	上越市大貫1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山口地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東蒲生田地区	上越市名立区東蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
スリバチ谷川地区	上越市名立区東蒲生田	次の図のとおり	土石流
印内(1)地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
印内(2)地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山印内地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
印内沢(1)地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	土石流
印内沢(2)地区	上越市浦川原区印内	次の図のとおり	土石流
日向(1)地区	上越市浦川原区日向	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

日向(2)地区	上越市浦川原区日向	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(1)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(2)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(3)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(4)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(6)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(8)地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南熊沢川地区	上越市浦川原区熊沢	次の図のとおり	土石流
岩ノ下地区	上越市吉川区大賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前田地区	上越市吉川区東寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東寺地区	上越市吉川区東寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外ヤシキ地区	上越市吉川区下中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ヤシキ割地区	上越市吉川区下中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高沢入(2)地区	上越市吉川区高沢入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂の沢地区	上越市吉川区泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢(1)地区	上越市吉川区赤沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢(2)地区	上越市吉川区赤沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢(3)地区	上越市吉川区赤沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢(4)地区	上越市吉川区赤沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西久保地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(1)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(2)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(4)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(5)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

山直海(6)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(7)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(8)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(9)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(11)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(12)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(13)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山直海(3)地区	上越市吉川区山直海	次の図のとおり	土石流
尾神(1)地区	上越市吉川区尾神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾神(2)地区	上越市吉川区尾神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾神(3)地区	上越市吉川区尾神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(3)地区	上越市吉川区坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平等寺川地区	上越市吉川区坪野	次の図のとおり	土石流
町田(1)地区	上越市吉川区町田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
町田(2)地区	上越市吉川区町田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜島(1)地区	上越市浦川原区桜島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢入沢地区	上越市浦川原区桜島	次の図のとおり	土石流
杉坪(3)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	土石流
有島(2)地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有島地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	土石流
山本(1)地区	上越市浦川原区山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本(2)地区	上越市浦川原区山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本川地区	上越市浦川原区山本	次の図のとおり	土石流
長走地区	上越市浦川原区長走	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

日向沢地区	上越市浦川原区長走	次の図のとおり	土石流
-------	-----------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第197号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 2月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類
十日町都市計画用途地域(十日町市決定)
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第198号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 2月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ・種類 十日町都市計画緑地(十日町市決定)
 - ・名称 1号 十日町市緑道
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第199号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 2月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 施行者の名称
長岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 長岡都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・1号悠久山公園
- 3 事業施行期間
平成15年 2月18日から平成36年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成25年 2月26日新潟県告示第256号の事業地のうち御山町字前山において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 調達件名及び数量
新潟県情報セキュリティクラウド構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
請負
- 4 契約方式
特定政令一般競争入札
- 5 契約日
平成28年12月5日(月)
- 6 落札者の氏名及び住所
ソフトバンク・テクノロジー株式会社
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
- 7 契約金額
180,583,419円
- 8 入札公告日
平成28年10月14日(金)

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年2月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 調達件名及び数量
新潟県情報セキュリティクラウドSOC・NOC構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
請負
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成28年12月20日(火)
- 6 落札者の氏名及び住所
ソフトバンク・テクノロジー株式会社
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
- 7 契約金額
108,620,137円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、植栽管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年2月28日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 植栽管理業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年12月23日新潟県告示第3296号。以下「入札参加資格審査規程」という。)第2条第1項又は第2項第1号若しくは第2号に該当しないこと。

(2) 入札参加資格審査規程の規定に基づく入札参加資格の審査を受け、平成28・29年度新潟県建設工事等入札参加資格審査に「造園工事」業者として登録されていること。

(3) 上越市に主たる営業所を有すること。

(4) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成29年3月10日(金)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日(金)午前9時30分

新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第2号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成29年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、消防用設備等保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年2月28日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等名及び数量

新潟県立中央病院 消防用設備等保守点検業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 200床以上の病床数を有する病院の消防用設備等保守点検業務を平成25年1月1日以降12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(7) 当該業務において、点検可能な消防設備士または消防設備点検資格者を業務に配置できること。

(8) 財団法人新潟県消防設備協会表示登録会員であること。

(9) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成29年3月10日(金)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日(金)午前10時00分
新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成29年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年2月28日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 警備業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 警備業法(昭和47年法律第117号)に定める認定証の交付を受けていること。

(7) 200床以上の病床数を有する病院の警備業務を、平成25年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成29年3月10日(金)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日(金)午前10時30分

新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成29年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般廃棄物処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年2月28日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 一般廃棄物処理業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律137号。以下「廃棄物処理法」という。)及び関係法

令等に基づき当該業務を実施するために必要な許可を受けていること。

- (7) 過去に廃棄物処理法第14条の3の2に規定する許可の取消しの処分を受けていない者であること。
- (8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 参加資格確認書類の提出期限

平成29年3月10日(金)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日(金)午前11時00分

新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成29年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、コピー用紙について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年2月28日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

コピー用紙 単価契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年3月14日（火）午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年3月24日（金）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室B

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき

応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、リサイクルトナーについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年2月28日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

リサイクルトナー 単価契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成29年3月14日(火)午前10時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成29年3月24日(金)午前11時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室B
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年2月28日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

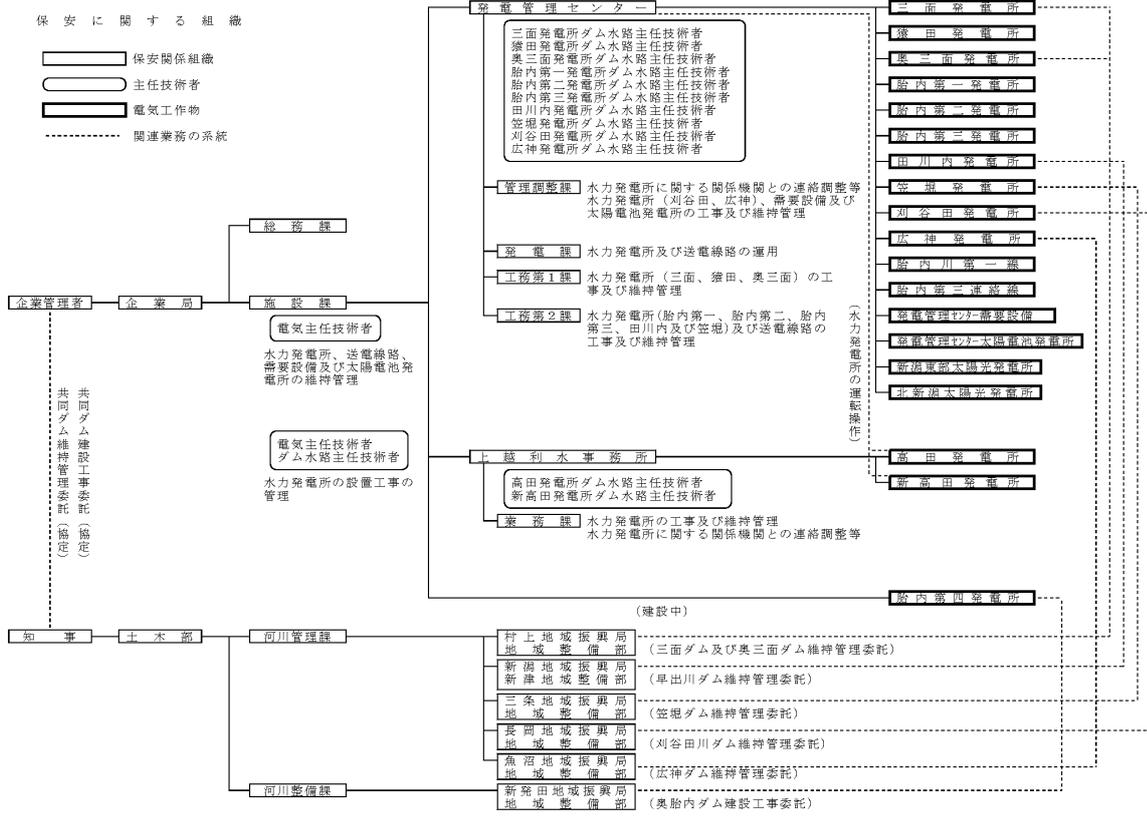
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(主任技術者の選任)			(主任技術者の選任)		
第5条 (略)			第5条 (略)		
2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。			2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) ダム水路主任技術者			(2) ダム水路主任技術者		
事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者	事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者
水力発電所	発電管理センター及び上越利水事務所	発電管理センターにあつては所長及び技術職員の次長（ <u>電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第4項ただし書の承認を受けた区分ごとに選任するものとする。</u> ）、上越利水事務所にあつては所長	水力発電所	発電管理センター及び上越利水事務所	発電管理センターにあつては所長及び技術職員の次長（ <u>省令第52条第3項ただし書の承認を受けた区分ごとに選任するものとする。</u> ）、上越利水事務所にあつては所長
(略)			(略)		

第2条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)



第3条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。
別表第3を次のように改める。

別表第3 (第12条関係)

巡視、点検及び検査の基準

設備別	巡 視		点 検 (検査を含む)			備 考
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻 度	
水 力 発 電 機 器 備 用	水力設備	1回/月	ダム	外観点検 漏水量測定 操圧力測定 予備動力作動点検	1回/年 ※1 2回/月 ※2 1回/3月※3 1回/月	※1 については、地質・地形・点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。 この場合において、点検頻度減少の限度は規定しない。 ※2 については、次のとおりとする。 (1) 最初の満水の日から起算して1年を経過しないダムにあっては1回/日とする。 (2) 最初の満水の日から起算して1年を経過し、3年未満のダムにあっては1回/週以上とする。 ※3 については、測定結果により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、頻度を減少又は測定を省略することができる。 ※4 については、測定結果等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して測定頻度を減少させることができる。 この場合において、測定頻度減少の限度は規定しない。
			貯水池 調整池	外観点検 堆砂状況	1回/年 ※1 1回/年	
			水路	外部点検 内部点検 水圧鉄管 内厚測定	1回/年 ※1 1回/3年※1 1回/6年※4	
	電気・機械設備	2回/月	水発電機	外部点検 測定試験 内部点検	1回/3年 1回/3年 1回/12年※5	※5 については、水質条件・材質・運転形態等により、発電所個々に定期に行うものとし、別に定める。 ※6 については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等特指するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 ※7 については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等特指するものは、1回/1.2年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
			主要変圧器 主要遮断器	外部点検 外部点検 測定試験 内部点検	1回/3年 1回/3年※6 1回/3年※6 1回/6年※7	
送電設備	2回/年※8	支持物、電線	外観点検	鉄塔	1回/10年	※8 については、次のとおりとする。 (1) 電線路の経過地の状況変化が著しく、電線路に支障を及ぼす恐れのある区間で特に指定する箇所については1回以上/月とする。ただし、豪雪地の積雪期間等においては、経過地の状況を考慮して、この巡視頻度を1回/3月を限度に減少させることができる。 (2) 台風、地震等の自然現象により電線路の異常が予想される場合については、必要の都度巡視を実施する。また、営業、釣り場等により、電線路に異常発生が予測される区間および時期については、現場実態に合わせ計画を立て、巡視を実施する。 (3) 地中送電線路の巡視については地上巡視とする。 ※9については、地上からの巡視・点検のみでは確認できないマンホール・暗きよの内部で行う点検をいい、収容ケーブルの外観点検を含む。
		碍子	不良懸垂碍子 検出		1回/15年	
			ケーブル 終端部	外観点検	1回/6年	
			管 路 マンホール	内部点検	1回/6年※9	
配電設備	1回/年	主要機器	外部点検 測定試験		1回/2年 1回/4年	
		電路	測定試験		1回/2年	
		接地装置	測定試験	B種接地抵抗	1回/5年	
電力用保安通信設備	1回/年	通信線路及び無線機	測定試験		1回/3年	
需要設備	1回/月 ※10	主要機器	外部点検 測定試験		1回/2年 1回/4年	※10については、電路、低圧機器の場合は1回/2年とする。 (ダム管理所の電気設備に準用する。)
		電路	測定試験		1回/2年	
太陽電池発電設備	1回/月	太陽電池	外部点検 測定試験		1回/2年 1回/4年	
	1回/月	逆変換装置	外部点検 測定試験		1回/2年 1回/4年	

- 注1 巡視とは、電気工作物の異状を発見するため、目視など巡視者の主として五感によって設備の外観、計器表示などを見回り、運転支障を伴わない軽微な手入れを行うことをいう。
- 2 外観点検とは、ダム、貯水池・調整池、屋外鉄構、送電設備、配電設備及び電力用保安通信設備について、周辺の状況を含め、機能維持のため外部から目視等により当該設備の状態確認を行う点検をいう。
- 3 外部点検とは、設備の機能維持のために外部から状態確認を行う点検及び検査をいう。ただし、水車については、放水して設備の点検及び検査を行うことをいう。
- 4 内部点検とは、設備の機能回復又は機能維持を目的として、精密に内部の点検を行い、損傷、摩滅、その他異常部分の取替え、補修を行い、併せて詳細な検査、試験等を行うことをいう。
- 5 測定試験とは、設備の機能維持のため、測定器具を使用し、設備の性能、異常部分等の測定試験を行うことをいう。
- 6 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視等の頻度を要えることができる。
- 7 電気工作物の工事中においては、工事対象設備に対する上記の巡視等の頻度を要する又は巡視等を行わないことができる。

附 則

この規程は、平成29年 3月 1日から施行する。



平成28年 4月26日付け新潟県告示第583号（土砂災害警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
6	左	9	兔田地区	兔田地区